平成２１年（フ）第２３１０１号
東京都世田谷区経堂４丁目12―７―107
破産者　坪内こずえ
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１２６号
東京都港区高輪１丁目23番２号シャトレ高輪１階
破産者　有限会社オフィスカエル
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１５６号
東京都台東区浅草橋１丁目34番３号
破産者　渡辺装身具株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１９８号
東京都千代田区神田須田町２丁目19番33号
破産者　有限会社アニーシャ・スタイル・ジャパン
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３１９９号
埼玉県草加市弁天６丁目23―14、住民票上の住所東京都千代田区東神田２丁目７―４―507
破産者　田中　清運
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２００号
埼玉県草加市弁天６丁目23―14
破産者　田中　菊江
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２０３号
東京都練馬区田柄４丁目１番１号ウインベル嶋田101
破産者　有限会社カツマ建設
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２０４号
東京都練馬区田柄４丁目１―１―101
破産者　大田　　勝
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２２２号
神奈川県横浜市戸塚区俣野町1403―22―504
破産者　常見　博文
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３１号
埼玉県鳩ケ谷市八幡木３丁目29番７号、商業登記簿上の本店所在地東京都板橋区高島平５丁目17番７―303号
破産者　三洋印刷株式会社
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３２号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１―15―1007
破産者　宮崎　芳明
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２３３号
埼玉県朝霞市栄町３丁目１―15―1007
破産者　宮崎　初枝
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２４４号
神奈川県横浜市港北区新横浜１丁目23―６―302
破産者　岩崎　恵子
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２６１号
東京都府中市紅葉丘２丁目18番地の１
破産者　有限会社松森塗装
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３２６２号
東京都府中市紅葉丘２丁目18―１
破産者　松森　正人
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３５９号
東京都新宿区西新宿２丁目４番１号
破産者　株式会社コンペ
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３６７号
埼玉県三郷市早稲田２―６―６―303、商業登記簿上の本店所在地東京都台東区浅草橋３丁目32番１号
破産者　株式会社サン・クローバー
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３６８号
埼玉県三郷市早稲田２丁目６―６―303
破産者　秋山　重夫
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３３９７号
東京都台東区上野３丁目10番10号
破産者　株式会社アイ・エス・エス
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１１号
東京都世田谷区大原１丁目10番９号
破産者　株式会社ヴァリス
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２３４１２号
東京都世田谷区奥沢７丁目40―13
破産者　小路谷秀樹
1　決定年月日　平成22年３月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部